します

接 種

PS合わせ | 午前9時−午後5時(土・日曜日、祝日も対応。年末年始を除く)| 市ワクチンコールセンター ☎0570(022)599

3回目ワクチン接種を検討 ワ クチン

市民への接種につ 2回目の接種を4月までは討しています。現時点で 接種につい します した医療従事者などに ます。 国 いては、 回が実施 の 3回

隔を空けて接種を行う予定で目の接種から8カ月以上の間 誌や市ホ 知らせします。 きる体制を整えるので、 す。希望する人全員が接種で 施を計画します。 して下さい。 国の動向に合わせて実 ムページなどでお 詳しくは、 原則、 広報 2 回 安心

なお、

紛失した場合は、

₹

6

6

8 5 0

新

ド可)に必要事項を書き、

は、随時受け付けています。 希望する12歳以上の人の予約 2 回目までの

実施しています 接種済証明について

ださ ロナワ 済証か同記録書を提示してく 接種歴を証明するものです。 防接種済証 (臨時)と新型 る必要がある場合は、 国内で接種したことを証明す クチン接種時に渡 ク チン接種記録書は、 同接種

7

か

で再発行できます。 ルスワクチン接種対策事務局 役所5階の市新型コロナウイ クチンパスポ また、 詳しく F / こう: 同事務局で発行し バスポートが必要な 海外渡航の際に、 コ ワ

ください

申請書が

ダ

ウ

接種対策事務局へ郵送して型コロナウイルスワクチン

П |

ドできない場合は、

ドからァ ページ ・ 詳 か アクセス可)でない、右下の2次元コ詳しくは、市ホー

ンター

5 7

(022)599

ワクチンコ

ルセ

集団接種会場(総合体育館)で

するか、 わせてください **3**072(7 270に問 同事務局 40 11

合



転入した人は申請が必要

です アクセス可〉 ジ〈左の2次元コー ワクチン接種を2回 、接種記録がありませんから川西市へ転入した人ワクチン接種を2回終え 転入後、 申請書 次元コードから (市ホー 手続きが ムペ 必 一要ん人え

ので

所得などの条件を満たす人に医療費の一部を助成

福祉医療受給資格の申請を随時受け付け

ました。

いる人のうち、約2割のた。働きながら介護を続

転職したことが明らかになり

割以上が介護のために退職・

介護実態調査で、

介護者の

内も行っています。当事者だができる家族介護者の会の案また、同じ立場で情報交換

からこそ分かり合えることが

2年4月に実施した市在宅

介護と仕事の両立の難しさ

援を行って

います。

談してください。詳しくはの地域包括支援センターへは、一人で抱え込まずに近

詳しくは

中相

域包括支援センターへ相一人で抱え込まずに近く

央地域包括支援セン

タ

まざまな困りごとに対して支

あります。

介護に対す

る不安

問い合わせ 中央地域包括支援センター

☎072(755)7581

支える家族

高齢者本

け

気軽に相談してくださ

人が仕事と介護の両立が難しけている人のうち、約2割の

ことも分かりました。

人で抱え込まず相談を

応について不安を感じてい

を感じている認知症の対

3割の介護者が、

と感じています。

また、

約

緑台 8 (792)6055

多田 & (790)1301

川西・満願寺町

問い合わせ 医療助成・年金課 2072(740)1108

助成を受けるには申請をしてください

知っ

てもらうための啓発活

助言など、

高齢者に関するさ

訪問による介護の相談や

家族介護者も支援して

ま

東谷 중(790)4055

明峰 중 (793)2703

川西南 🔂 (755)3315

清和台 合(799)6800

高齢者本人だけでなく、

域包括支援センタ

で

市内の地域包括支援センター

緑台· 陽明

多田

清和台

高齢者の介護や認知症を

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、中学 3年生までの子どもや65歳以上70歳未満の人、障がい者、 母(父)子家庭の人に医療費の一部を助成しています(未 就学児を除き所得制限あり)。

対象となる人で、まだ手続きをしていない場合は、市役 所1階の医療助成・年金課で申請してください。

中程度の障がい者の医療費助成について

非課税世帯で、本人と配偶者、扶養義務者の年金収入を 加えた所得が80万円以下の人に、入院医療費と通院医療費 について自己負担額の3分の1を助成しています。

対象の要件は、3級身体障害者手帳か B1 判定の療育手帳、 2級精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、所得制限 内であることです。

ただし、70~74歳の人と後期高齢者医療制度加入者は、 通院医療費の助成は対象外です。

こどもの医療費助成について

7月の診療分から、通院医療費の本人負 担が無料になりました。対象者には、こど も医療への切り替え案内を5月中旬に送付 済みです。

詳しくは市ホームページ(右の2次元コー ドからアクセス可)へ。



利用施設に給付対象となるか確認を

幼児教育類似施設の利用料が一部給付の対象に

問い合わせ こども支援課 2072(740)1175

幼児教育類似施設に通う子どもの利用料の一部を給付し ます。上限は子ども1人当たり月額2万円です。

対象となる施設は、「森のようちえん」などの自然保育活 動を行う施設や、各種学校などです。市外の施設も、川西 市民が利用していれば対象となる場合があります。

詳しくは、市ホームページ(右下の2次元コードからア クセス可)へ。

まずは施設事業者の申請が必要

利用者が給付を受けるためには、施設事業者が市の基準 を満たし、対象施設として事前に市から決定を受ける必要 があります。施設事業者から申請があった後に、市が審査 を行い決定します。

その後、市から利用者へ給付手続きを案内しますので、 届いたら申請してください。

また、利用者も施設に給付対象となるかを確認してくだ

対象となる子ども

①~③を全て満たす子ども。

①幼児教育・保育の無償化の給付を受け ていない満3歳以上で小学校就学前②対象 施設をおおむね1日4時間以上8時間未満 で、週5日以上、年間39週以上利用して いる③企業主導型保育施設を利用していな い。



milife | 2021.12 10